

法令等制限一覧表

法令等	区域指定等	指定箇所	制限の内容		許認可等 の区分	許認可等 を行う機関	手続の 実施主体	備 考
			対象行為	制限				
森林法 第 34 条	水源かん養保安林	8 へ林小班外	・ 立木の伐採	・ 伐採の方法、 伐採の限度等	協 議	熊本県	国	
			・ 土地の形質変更	・ 規模等	申 請	熊本県	樹木採取権者	

備考

- 1：上記は樹木採取区において法令等に基づく手続が必要なものであつて、令和3年4月1日時点において九州森林管理局が把握しているものを示したものです。
- 2：指定箇所は、平成29年3月31日時点の森林調査簿によるものであり、具体的な箇所は、保安林については別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。詳細は指定を行った行政機関に確認してください。
- 3：手続の実施主体の欄に「国」とあるもの以外の手続は、樹木採取権者が行う必要があります。